

「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」

第1章 いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめ防止は学校、保護者を含んだ社会全体で取り組むべき事柄です。児童は誰しもうがいじめの被害者にも加害者にもなり得ます。

本校では、いじめが発生した場合、まずいじめを受けた児童の立場に立ち、寄り添うことを大切にします。また、いじめ防止を学校全体で取り組むべき最重要課題の一つとして捉えています。

いじめを出来るだけ未然に防止し、あるいは芽の内に発見すること、更に、起こってしまったいじめには毅然と対応し、いじめられた児童はもちろん、いじめた側の児童も皆安全で充実した学校生活に戻れるように対処します。これは、該当する児童や担任だけの力ではできないことから、学校全体で取り組み、保護者、必要に応じて関係機関・地域とも連携する中で、力を結集して解決を図らなければなりません。そして、児童達も周囲の大人も、共に成長するための課題として、いじめの問題を直視することが大切だと考えます。

建学の精神より

本学園は創立以来、終始一貫、キリスト教(プロテスタント)主義の学校として、イエス・キリストの愛を理解し、実践する人間を育てることを目標としてきました。「隣人を自分のように愛しなさい」(新約聖書マルコによる福音書12章31節)これが本学園の基本精神です。「自分のようにあなたの隣人を愛する」という言葉には、人とともにあれ、人とともに生きようということが示されています。学校が行うすべての活動の根幹に、この精神を置き、教育の営みを推進していきます。

小学校の教育理念より

聖隷クリストファー小学校の教育理念には、「キリスト教精神の隣人愛を基に、(中略)奉仕活動や学校生活を通して、他人を思いやる心や行動力を養います。」とあります。毎日の礼拝の時間や聖書の時間を通して、建学の精神である「隣人を自分のように愛しなさい」を学び、聖隷クリストファー小学校の児童にふさわしい良識ある行動ができるよう指導します。

多様性の理解より

世界には様々な文化があり、それぞれの文化間では相容れない考え方があるかも知れません。同じクラスでも、それぞれの家庭で育まれた文化をもって集まっています。異なる文化をもって育った児童が、自分と異なる児童に対して、差別や偏見を持つことなく、皆違っていて良いとの考え方を持てるように配慮しています。多様性を理解する上で、教員の半数が外国人という環境は大変役立っています。

第2章 いじめ対策の組織

本校は、いじめの防止、早期発見、迅速な対応のために、そして、学校全体で児童の安全を守るために「いじめ対策委員会」を設置します。

1. 「いじめ対策委員会」の構成

「いじめ対策委員会」の構成は、校長、顧問、副校長、教頭、総務と各部(分掌)の責任者、必要に応じて養護教員、スクールカウンセラー、学校医が加わります。また、この委員会は必要に応じて、個人情報に配慮しつつ保護者会(仮称)とも連携を取ります。

2. 「いじめ対策委員会」の役割

- ① いじめ防止・早期発見のための年間の計画を立案します。
- ② いじめアンケートの実施とその結果から、いじめが発見された場合には学年・生徒指導部と連携を取りながら全体の対応策を決めます。
- ③ いじめがあった場合、担任・学年とともに児童・保護者、さらに、外部への窓口となります。
- ④ それぞれの防止策や対応の検証を行い、より安全な学校生活のために改善を行います。
- ⑤ 重大ないじめがあった場合、その調査・対策の中心組織となります。

第3章 年間計画

- ① 全児童・保護者対象のいじめアンケートを実施し、自分や他の人がいじめ被害にあっていないかを調査します。
- ② 全児童を対象にした「心の健康調査」を実施します。
- ③ いじめアンケート・調査を実施する以外に、JIRITSUの時間などを通じて、児童間の様子を常に観察します。
- ④ ICTに関する授業の中では、ネット利用の仕方についての授業を実施します。

第4章 いじめの未然防止

- ① 本校では毎朝行われる礼拝の時間や、聖書の授業をとおり、建学の精神に基づいた、様々な価値観・多様性を受けとめる精神、自分や隣人を大切にする心を養います。
- ② 本校では、探究活動や奉仕活動をとおり、自己の生命と人格と同じように他者の生命や人格を大切にすることを学びます。
- ③ 異学年交流の場でもあるHouse活動を通して、充実感を味わうことと、様々な困難に対する対応力を養い、また、互いに協力することをとおして、支え合う中で生きていることを実感として学びます。
- ④ ネットの利用等に関するICT活用の授業を実施し、自他を傷付けるネットの危険性を学び、特にSNS上でのいじめにつながる書き込み・画像投稿等を防ぎます。
- ⑤ 授業の様々な場面で「人権」を考える取り組みを行います。

第5章 いじめの早期発見

- ① 報告・連絡・相談:クラス担任、教科担当などの間で児童情報を交換し、複数の教員のみで観察することで小さな変化を見逃さないで対応できる体制を目指します。
- ② いじめアンケート:自分に対してだけでなく、周囲の児童の様子も聞くことで複数の児童達のみでいじめの芽を見逃さないことを目指します。
- ③ 家庭でいじめの兆候に気付いた場合:連絡帳やその他の手段で担任に伝えていただき、児童の様子を把握するきっかけとします。
- ④ 面談(児童・保護者・担任):年2回の三者面接をとおり、人間関係の悩みやトラブルといったいじめに発展しそうな状況の把握に努めます。
- ⑤ 周辺地域との連携:学校周辺の施設・コンビニエンスストア等に協力を依頼し、学校外での児童間の行動、いじめやそれに発展しそうな行動についての早期把握に努めます。
- ⑥ カウンセリング:毎週月曜日にスクールカウンセラーによるカウンセリングの機会があります。個人情報に配慮しつつ、児童の抱える悩み、トラブルの傾向を把握し、問題の発展防止につなげます。

第6章 いじめへの早期対応

- ① いじめを含んだ全ての児童の問題行動は教員個人の判断と指導で終わることなく、必ず学年と生徒指導部によって多面的に調査・判断し、複数の教員で対応・指導します。
- ② いじめの情報を得た場合、情報を収集・整理するとともに、迅速に管理者に報告を行い、いじめと判断した場合、「いじめ対策委員会」を開き、対応策を決めます。判断の難しい場合でも、学年・生徒指導部で注意深い児童観察・指導を継続します。また、いじめの内容によっては、関連機関と連絡を取りながら対応します。
- ③ いじめられた児童・保護者への対応を担当・学年、必要に応じて保健室等を中心に行います。児童の気持ちに寄り添い、安全な学校生活に戻れるためのサポートを行います。本人の希望や必要に応じて、スクールカウンセラー等のサポートを受けられるように配慮します。保護者に対しては可能な限りの情報を提供し、学校とともに児童をサポートできる協力体制を目指します。必要に応じていじめ対策委員会とその構成メンバーが対応窓口となります。
- ④ いじめた児童・保護者への対応を担当・学年を中心に行います。児童自身に対して、いじめに対する認識を深め、反省させるとともに、他者の痛みを知り自身が成長するための機会とし、誰にとっても安全な学校生活とするための指導を行います。必要に応じていじめ対策委員会とその構成メンバーが対応窓口となります。
- ⑤ いじめが発生した集団全体に対しては、担任・学年、生徒指導部の教員が中心となって指導します。必要に応じて、いじめ対策委員会が直接児童全体・個々への指導を行います。

第7章 重大事態への対処

1. 重大事態の調査組織の設置

- ① 児童の生命が脅かされるような事態が発生した場合、「いじめ対策委員会」がその調査の中心となります。

2. 調査

- ① 該当する集団、または必要に応じて学年全体、学校全体を対象として調査を行います。
- ② 調査の方法は個別の聞き取り、無記名あるいは記名有のアンケートを中心として、その他事実把握のために必要な情報収集を行います。
- ③ 5W1Hを明確に記録し、その管理はいじめ対策委員会が行います。
- ④ 必要に応じて、関係機関との情報交換を行います。

3. 報告

- ① いじめを受けた児童・保護者への情報提供を行います。ただし、警察等、関係機関の調査の妨げにならない範囲とします。
- ② 県私学振興課をとおり、静岡県知事への報告を行います。

第8章 学校運営の改善

- ① 問題発生時には、その解決の後、委員会において、いじめ防止対策の検証と見直しを行います。また、保護者対象に行われる学校生活の「満足度調査」の結果も踏まえ、検証と見直しを行います。
- ② 学校いじめ基本方針・年間計画の実施状況について、学校評価委員会に報告し、その意見・評価を踏まえ、次年度の計画を立案します。また、必要に応じて保護者会代表、学校医、大学研究者の意見を参考とし、改善に生かします。
- ③ 本校の「学校いじめ基本方針」は本校ホームページ上で公開します。